

## 第4号議案資料

### 職員の主な非行に対する標準的な処分量定を定める規程

#### 第1章 総則

第1条 学校法人八洲学園 八洲学園高等学校職員（以下職員）の主な非行に対する標準的な処分量定を本規程に置いて定める。

第2条 本規程において職員とは、専任教員・常勤講師・非常勤講師・専任事務員・常勤事務員・校務員をいう。

#### 第2章 処分量定の基準

第3条 処分量定の決定は、表1の内容および次の基準をもって理事会が決定する。  
但し、譴責・減給・停職までの懲戒処分については校長に委任することができる。

- 1、非違行為の態様、被害の大きさ及び司法の同行など社会的重大性の程度。
- 2、非違行為を行った職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い。
- 3、日常の勤務態度及び常習性など非違行為を行った職員固有の事情。
- 4、その他、適宜、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断する。

第4条 過去に非違行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重する。

第5条 欠勤等の懲戒処分については、本人の責めに期さない事由がある場合は除く。  
ただし、水難、火災その他災害又は危難により3週間以上の間生死不明又は所在不明となった場合は、解雇とすることができる。

第6条 表1に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得ることもある。

付則 本規定は平成18年12月1日より施行する。

表1 ※解雇（懲戒解雇若しくは諭旨解雇）

非行の種類		処分の 量定	
体罰		悪質若しくは危険な暴力行為である場合、傷害の程度が重い場合、隠ぺいや常習性がある場合等を総合的に判断	解雇 停職
		暴力行為で、傷害があり、事後処理が不適切である場合	解雇 停職 減給
性的行為・セクシュアルハラスメント等	児童・生徒に対する性的行為等	性行為を行った場合（未遂を含む、同意の有無を問わない） 直接陰部に触れた場合、キスをした場合等（同意の有無を問わない） のぞき・盗撮等	解雇
		性的行為と受け取られる直接身体に触れる行為（マッサージ、薬品の塗布、テーピング等を行う際の行為も含む） わいせつな内容のメール送信・電話等	解雇 停職 減給
		性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い等、性的不快感を与える言動	停職 減給
	保護者に対する性的行為等	性行為を行った場合（未遂を含む、同意の有無を問わない） 直接陰部に触れた場合、キスをした場合等（同意の有無を問わない）	解雇 停職 減給
		性的行為と受け取られる直接身体に触れる行為 わいせつな内容のメール送信・電話等	減給 譴責
		性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い等、性的不快感を与える言動	譴責
	職場におけるセクシュアル・ハラスメント	地位を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 わいせつな内容のメール送信・電話等、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返して相手が強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合	解雇 停職
		わいせつな内容のメール送信・電話等、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合	停職 減給
相手の意に反することを知りながらわいせつな言辞等の性的な言動を行なった場合		減給	
職場等において異性の職員に対して性的な内容の言動を繰り返し、相手に不快感を抱かせた場合		譴責	
一般の者に対する性的行為等	強制わいせつ、痴漢行為、のぞき・盗撮・下着窃盗、迷惑防止条例・青少年健全育成条例等に違反する行為（未遂を含む）	解雇	
	性的な身体接触、性的な発言等の、わいせつ性が認められる言動	停職 減給 譴責	
公金公物の横領等	横領、窃取、詐取	解雇	
	公物損壊、諸給与の不適正受給、公金・学校徴収金の流用	減給 譴責	
勤務態度不良	職務命令違反、職務専念義務違反、職場離脱を行った場合	停職 減給 譴責	
欠勤	3週間以上無届欠勤を継続	解雇	
	無届欠勤5日又は私事欠勤15日以上	停職	
	無届欠勤3日又は私事欠勤9日以上	減給	
	無届欠勤1日又は私事欠勤5日以上	譴責	

非行の種類		処分の量定	
秘密の漏洩	故意に職務上の秘密を漏洩し、公務運営に重大な支障を生じさせた場合	解雇 停職	
	過失により重要な個人情報を流出した場合	減給 譴責	
職場のコンピュータ不正利用	わいせつ画像・文書の閲覧、インターネットへの不正アクセス、電子データの損壊等で悪質な場合	停職 減給 譴責	
違法な職員団体活動	違法な行為を企て又はその遂行を共謀し、そそのかし、もしくはあおった場合	停職 減給 譴責	
交通事故	飲酒運転での交通事故	酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 酒酔い運転をし、物損事故を起こし逃走した場合 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 酒気帯び運転で傷害を負わせ逃走した場合	解雇
		酒気帯び運転で傷害を負わせた場合	解雇 停職
	飲酒運転以外での交通事故	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ逃走した場合 人に傷害を負わせ逃走した場合	解雇
		人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	解雇 停職
		人に傷害を負わせた場合	減給 譴責
	悪質な交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合 酒酔い運転、酒気帯び運転をした場合	解雇 停職
傷害・暴行	傷害の程度が重く、暴力行為が悪質で危険な場合	解雇 停職	
	傷害を負わせた場合、悪質な暴行	停職 減給 譴責	
強盗、恐喝、窃盗、横領、詐欺	強盗、恐喝、横領、詐欺、窃盗（万引きを含む）	解雇	
無許可の兼業・兼職	3年以上従事した場合	停職	
	1年以上従事した場合	減給	
	1年未満従事した場合	譴責	